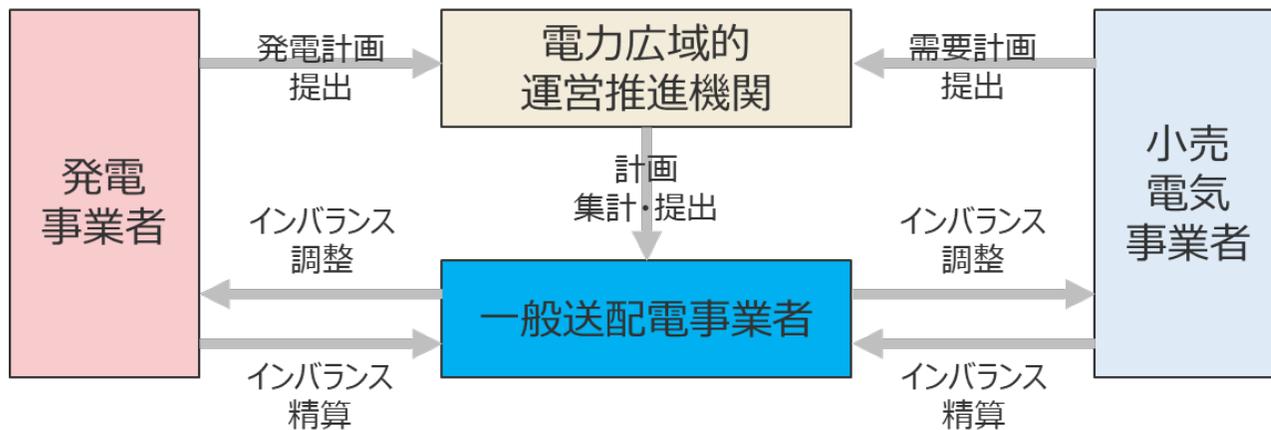


インバランス料金単価の誤算定の概要について

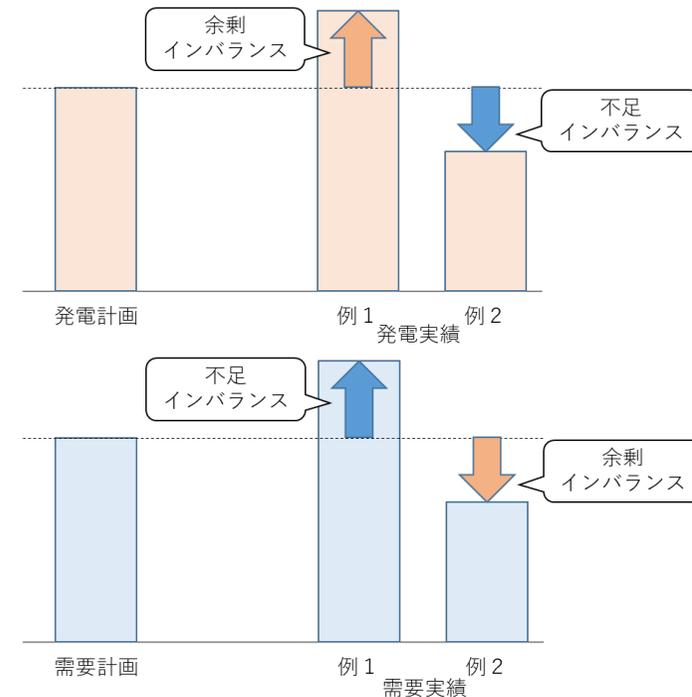
インバランス制度とは

- 発電事業者と小売電気事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとに発電計画と需要計画を電力広域的運営推進機関に提出し、計画とずれが生じないように運用します。
- しかしながら、実際の運用において発電や需要が計画どおりにならない場合があります。
- このときの**計画と実績のズレを「インバランス」といい、一般送配電事業者が電源等(調整力)に指令し、インバランスを解消するよう調整**しています。

＜発電・需要計画提出、インバランス精算のイメージ＞



＜不足・余剰インバランスのイメージ＞

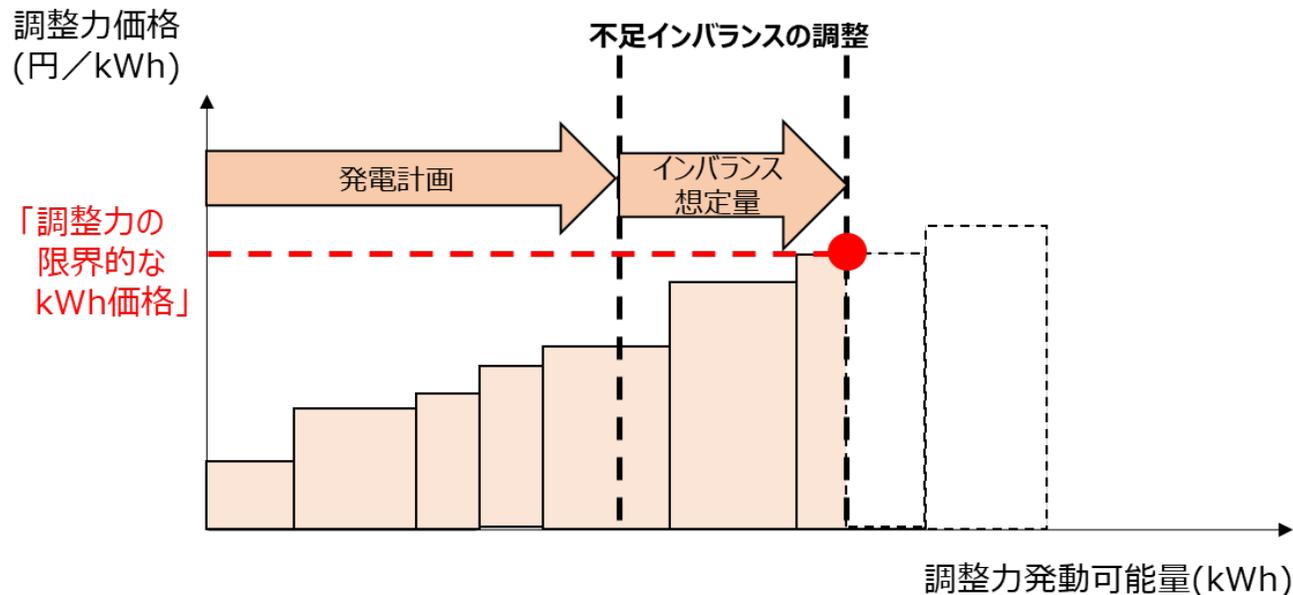


インバランス料金単価とは

- 各一般送配電事業者の中央給電指令所システムからインバランス想定量を送信し、広域需給調整システム※を経て、インバランス単価中央算定システムでインバランス料金が算定されます。
- **インバランス料金単価は、インバランス量を解消するために発動させた調整力のkWh価格（「調整力の限界的なkWh価格」）を諸元として算出**されます。

※一般送配電事業者が広域的に需給調整を行うためのシステム

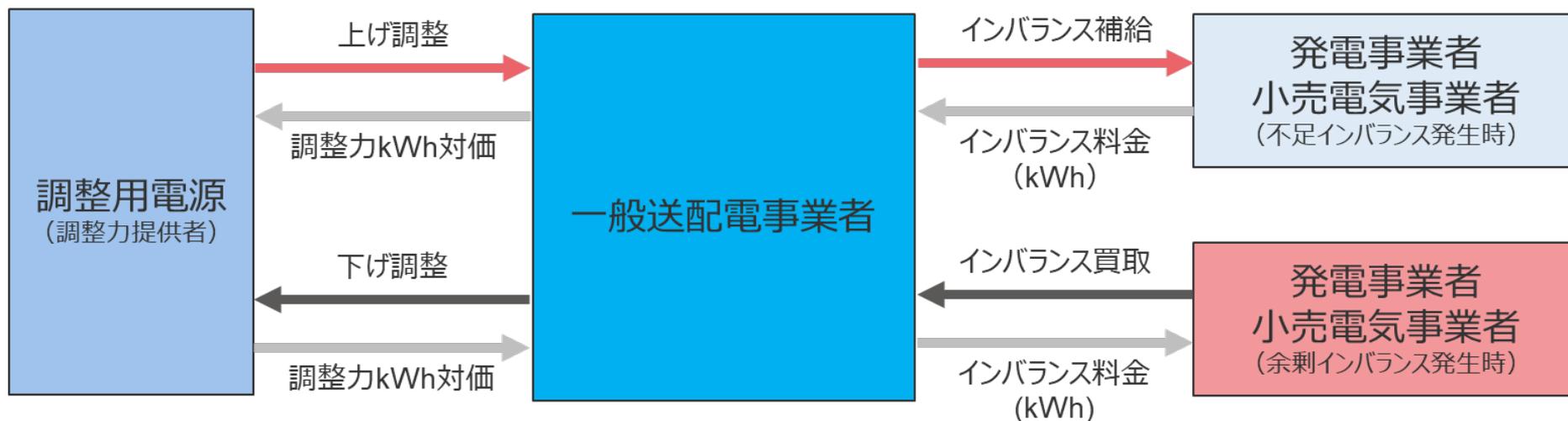
<不足インバランス発生時の「調整力の限界的なkWh価格」のイメージ>



インバランスと調整力の精算

- インバランスを発生させた発電事業者または小売電気事業者は、インバランスの電力量について、一般送配電事業者との間で事後精算を行います。
- 一般送配電事業者は、調整力提供者に対して、需給調整の指令に応じて調整力を稼働させた分の対価を支払います。

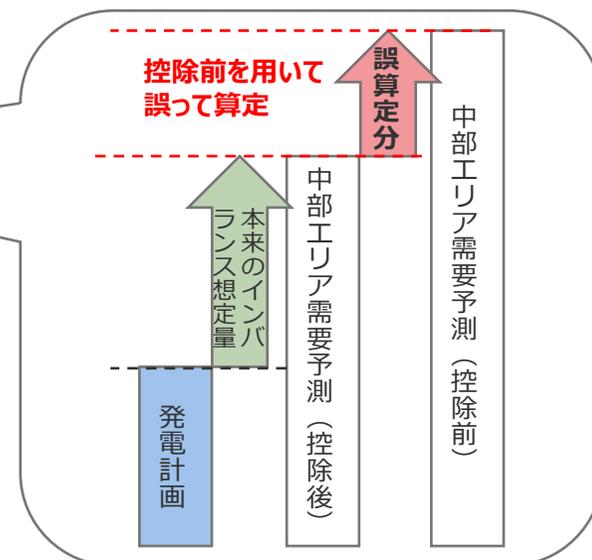
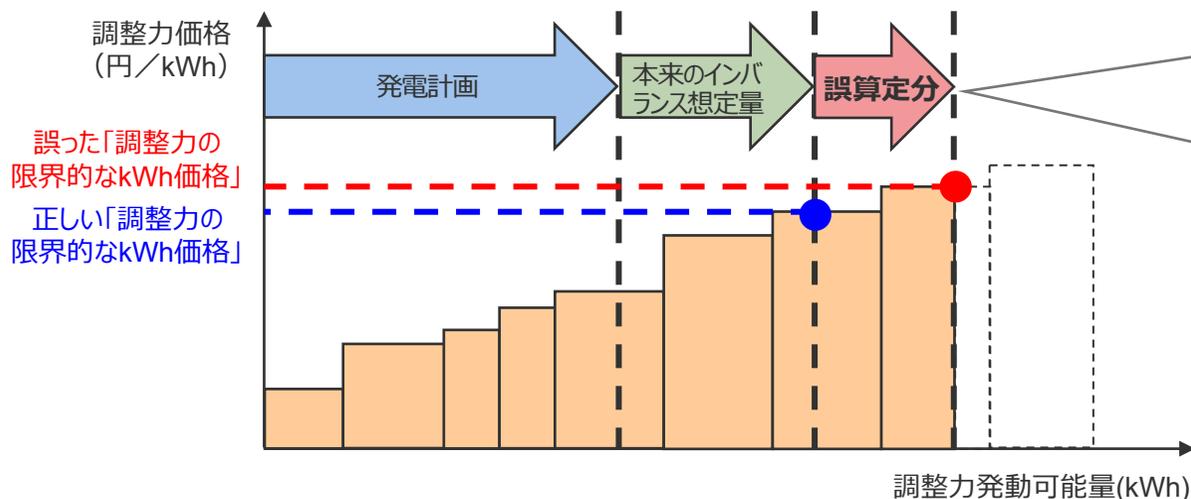
＜インバランスと調整力の精算イメージ＞



処理誤りが発生した原因

- インバランス料金単価の算定諸元となるインバランス想定量は、中部エリア需要予測から控除すべき要素を差し引いた値を用いて算出しています。
- 今回、値の算出に用いるプログラムに不備があり、期間中の23:30~24:00の控除すべき要素が差し引けておらず、誤って値を大きく算定しておりました。
- 原因は、中央給電指令所システムの改修時に、発注先にて改修対象以外の一部プログラムを誤って書き換えてしまっていたことです。
- その結果、インバランス想定量を誤って算定することになり、誤ったインバランス料金単価情報をインバランス料金情報公表ウェブサイトに公表しておりました。

<不足インバランス発生時の誤った「調整力の限界的なkWh価格」のイメージ>



処理誤り対策と再発防止策

- 対策として、2023年12月25日に中央給電指令所システムのプログラムの修正を実施しました。これにより、インバランス想定量の誤算定が解消したことを確認しております。
- 再発防止策として、システム改修時の試験において中央給電指令所システムのプログラム改修前後の出力結果の差分チェックを行い、改修対象以外の変更がないことの確認を徹底します。